

「災害時において、議会運営委員会を開催できない場合の対応」案

(先例事例集に盛り込む内容)

市災害対策本部及び市議会災害対策会議が設置されている期間において、

- ① 災害の影響等のため、議会日程等を変更する必要がある、かつ
- ② 議会運営委員会を開催することが出来ない

と議長が判断する場合、

議長は、議会運営委員会の委員長をはじめ各委員に可能な限りの手段を尽くし、その意向を確認した上で、議会日程等の変更を決定するものとする。

この決定をする場合において、各委員に連絡が取れない場合、議長はその委員が所属する会派の少なくとも1名の議員に連絡を取ることとする。

【参考】（現在の先例事例集からの抜粋）

第3章 議会運営委員会

288 委員長は、必要があると認めるときは、議会運営委員会を開くことができる。

289 議会運営委員会における協議事項の決定に当たっては、全会一致を目途として決し、事情やむを得ざる場合には過半数をもってこれを決する。

290 議会運営委員会における決定事項は、各会派より選出の委員がそれぞれ会派所属議員に対して知らせる。それ以外の会派議員に対しては、事務局職員が、それぞれの会派に決定事項を通知する。

291 議長の諮問に関する事項については次のとおりとする。

（平成3年6月14日幹事長会議）

- （1）会期の決定及び議事日程に関すること。
- （2）本会議の議事の進行に関すること。
- （3）議案、意見書、決議、諮問の取り扱いに関すること。
- （4）議会における選挙、選任に関すること。
- （5）質疑、質問等の取り扱いに関すること。
- （6）請願、陳情の取り扱いに関すること。
- （7）説明員の出席要求その他執行機関との連絡に関すること。
- （8）議会関係の争訟に関すること。
- （9）その他議長が必要と認めた事項に関すること。

292 議会運営委員会は、所属議員4人以上の会派からその所属議員数の比率により選出した委員をもって構成する。

（平成3年6月14日幹事長会議）

293 副議長及び所属議員4人未満の会派の議会運営委員会への出席は、必要な場合に限り、委員外議員として認める。

（平成3年9月5日議運）

294 委員は、その所属会派を代表し、議会運営委員会における委員の表明した意見は、その所属会派の意見とみなす。

（平成3年6月14日幹事長会議）

295 議会運営委員会で決定した事項については、各会派は必ず尊重するものとする。

（平成3年6月14日幹事長会議）